

働き方改革法案成立

同一労働同一賃金・施行後の賃金制度を考える

パート・アルバイト/正社員賃金の均等と均衡

- ☑ 正社員の賃金規程はあるが、パート・アルバイトの規程がない
- ☑ 正社員とパート・アルバイトの賃金の差を明確に説明できない
- ☑ 賃金制度の改定をすべきか悩んでいる

こんな企業様に
おすすめ!!

今年6月29日「働き方改革関連法案」成立により、平成31年4月施行に向け待ったなしとなった同一労働同一賃金への対応。企業に求められる正社員とパートとの賃金の「均等・均衡」への対応策を、正社員と時給者の賃金を例に挙げ具体的に解説します。

セミナー内容

- 「同一労働同一賃金」に求められているものとは
- 正社員と時給者(パートタイマー)の賃金を例に、問題点を考える
- 労働者へ説明できる、同一労働同一賃金対応の「賃金制度」(案)



【講師プロフィール】
島田 光英(しまだ みつひで)
平成6年飯田橋事務所入所。
様々な顧問先の給与計算業務に携わる。給与計算業務ではお客様から高い信頼を得ている。

日時

平成30年9月27日(木) 14:00~15:45 (13:40開場)

会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所 セミナールーム
(JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分)

定員

15名(先着順、1社1名様限定)

参加費

無料

※当日受付にてお名刺を頂戴いたします。

申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123(担当;土井、栖原、横島、宮尾)



申込書 FAX 03-5213-9124

フリガナ お名前		TEL	
貴社名		FAX	
ご住所	〒	E-mail	
業種		従業員数	

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F
TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 <http://www.sr-suzuki.jp/>
〔個人情報の取扱いについて〕個人情報保護管理者:小倉貴士

社会保険労務士 飯田橋事務所 検索

お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。個人情報についてのお問い合わせは上記までお願いいたします。ご登録のお客様が個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去を要求される場合は、当社までご連絡下さい。